本日の会議に付した事件

令和2年第1回山元町議会臨時会(第1日目) 令和2年1月22日(水)午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提出議案の説明

日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について(物品購入契約金額の変更)

日程第 5 議案第 1号 一般国道 6 号と町道(仮称)新浜諏訪原線との交差接続工事に関する 令和元年度契約の締結について

日程第 6 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長(岩佐哲也君)ただいまから令和2年第1回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議 長(岩佐哲也君)日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、11番菊地康彦君、 12番髙橋建夫君を指名します。

議 長(岩佐哲也君)日程第2.会期の決定を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程(案)を朗読させます。

事務局長(武田賢一君)はい、議長。

会期日程案、月日、1月22日、曜日、水曜日、会議別、本会議、内容、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

以上です。

議長(岩佐哲也君)お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり本日1日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

議長(岩佐哲也君)続きまして、これから議長諸報告を行います。事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長(武田賢一君)はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向。

12月23日、仙南・亘理地方町村議会議長会議が開催され、出席しました。

総務民正常任委員会、1月14日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、12月19日、1月17日、委員会が開かれました。

議会広報・広聴常任委員会、1月7日、1月16日、委員会が開かれました。

議会運営委員会、12月20日、委員会が開かれました。

2. 長送付議案等の受理。

町長から議案等2件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3. 監査、検査結果報告書の受理。

監査委員から例月出納検査結果が提出され、これを受理したのでその写しを配布して おります。

4. 説明員の出席要求。

本臨時議会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めております。

以上です。

- 議長(岩佐哲也君)これで議長諸報告を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君)日程第3.提出議案の説明を求めます。

この際、今臨時会に提出されました議案等2件を山元町議会先例66番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。本日、ここに令和 2 年第 1 回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明を申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、報告関係について申し上げます。

報告第1号専決処分の報告については、消防ポンプ積載車等更新事業について、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、議決議案について申し上げます。

議案第1号については、一般国道6号と町道(仮称)新浜諏訪原線との交差接続工事 に関する令和元年度契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上、令和2年第1回山元町議会臨時会に提案しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案等の細部につきましてはさらに関係課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長(岩佐哲也君)以上で提出議案の説明を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君)日程第4.報告第1号を議題とします。

本案について報告を求めます。

総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。それでは、報告第1号専決処分の報告について(物品購入契約金額の変更)についてご報告申し上げます。

本件に関しましては、地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定されました 町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、報告するものであ ります。 詳細につきましては、お手元に配布の資料No.1 議案の概要をご覧願います。

提案理由でございますが、山元町消防ポンプ積載車等更新事業に関し、地方自治法の 規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

以下、変更のあった部分について、項目、内容の順に申し上げます。

3の契約金額でございますが、現契約額1, 156万5, 256円に対しまして、2 1万2, 760円を増額し、1, 177万8, 010円としたものであります。

いずれの金額も消費税を含む額でございまして、1.84パーセントの増となっております。

5の購入品目の変更分及び7の変更理由でございますが、消費税率が10パーセント に引き上げられたことによる変更であります。

以上が報告第1号の概要になります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(岩佐哲也君)報告第1号 専決処分の報告について(物品購入契約金額の変更)を終わります。
- 議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第5.議案第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。それでは、議案第1号一般国道6号と町道(仮称)新浜諏訪 原線との交差接続工事に関する令和元年度契約の締結についての説明させていただきま す。

まず、提案理由でございますけれども、一般国道 6 号と町道(仮称)新浜諏訪原線の 交差接続工事に関する令和元年度契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の 議決を要するので、提案するものでございます。

内容に関しましては、配布資料No.2で説明させていただきますので、お手元にご用意願います。

では、内容について説明させていただきます。

- 1番、契約の目的に関しましては、記載のとおりでございます。
- 2番、契約の方法に関しましては、随意契約でございます。
- 3番、契約金額に関しましては、1 億8, 3 4 5 万 1, 4 0 0 円、これは消費税を含む額でございます。
- 4番、契約の相手方でございますけれども、東北地方整備局長佐藤克英となっております。これは、国の国土交通省の東北地方整備局ということでございます。

5番、施工地でございますが、記載のとおりでございます。

1枚めくりまして、位置図をご覧ください。

左に縦に走っておるのが国道6号線、緑の線ですね。国道6号線になります。この真ん中よりちょっと上をカラーで着色しておりますのが町道新浜諏訪原線のラインになります。今回国のほうに委託契約を締結、提案をさせていただいているのが一番左側の赤で着色、赤の実線で着色している部分となります。補足して説明させていただきますと、この町道の着色した線の中で赤の点線につきましては、既に施工中となっておるところでございます。また、青の実線に関しましては、もう既に施工が完了している箇所でご

ざいます。

なお、新県道の相馬亘理線の部分ですね、東側のほう、この部分に関しては、県のほうで施工していただく予定となっております。

概要のほうにお戻りください。

6番の概要でございますけれども、まず、委託の工事といたしまして、施工延長289.2メートル、この中で盛り土工、表層アスファルトですね、アスファルト工、側溝工、防護柵工、そして、それらを実施するための交通管理、誘導員ですね、そういったものが含まれております。

また、委託ということで、それらを発注する事務ですとか、あるいは監督していただく、そういった事務も含まれておりまして、それが上のほうに書いてあります委託事務一式となっております。

2枚めくりまして、図面をご覧ください。

赤で着色して、横に見まして真ん中を左右に通っておるのが国道 6 号でございます。 今回委託する、委託したいと考えております範囲がこの赤で着色している範囲でござい まして、国道の南北方向 2 8 1 メートルとそれに接続する両側の東西方向の町道部分と なっております。

工事の基本的な内容といたしましては、現在の国道を若干左右に広げまして、真ん中 ほどに右折レーンのスペースを設けること、及び接続する町道部分の盛り土と舗装等を 行うという内容となっております。

概要のほうにお戻りください。

7の実施期間でございますが、議決された日の翌日から令和2年3月31日までとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。新浜諏訪原線工事委託というふうなことなんですけれども、こ この工事委託をする部分ですね、町民の方々の土地があると思うんですけども、その契 約状況についてはどの程度、全て完結しているのかどうか確認をさせてください。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。今ご質問のありました用地に関してですけれども、確かにお話のように、用地かかる予定が一部ございます。それで、11月の全員協議会でもご説明申し上げた状況から変わっておりませんけれども、契約に関してはまだ行われておりませんが、全ての地権者に関して工事を説明いたしまして、その同意はいただいているところでございます。

以上でございます。

9番(岩佐孝子君)はい、議長。同意はいただいて、契約が済まないうちにというところが私は 非常に疑問なんです。というのは、いろんな事業見てましても、工事が遅延してしまう というのは、その契約がきちっと成立してないがために工事着手、そして、着手はした ものの、途中でなかなか進まないというところも見受けられますので、その辺について 非常に懸念を抱いているものですから、確認をさせていただいているんですが、全員全 てにおいて同意、そして契約まで至っているのかどうか、再確認をさせてください。 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。今ご質問ありました件ですけども、先ほどご説明したとおりですね、工事の内容に関しましては説明を申し上げて、同意をいただいているというところは確かでございますけれども、まだそれぞれ契約書を取り交わすというところまでは至っていないというところでございます。

以上でございます。

9番(岩佐孝子君)はい、議長。件数としては筆数、そして件数はどれくらいあるんでしょうか。 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。件数としては、地権者は6名となっております。

ここですね、工事着手するまでにですね、取り急ぎ契約を進めましてですね、工事を始める段階ではですね、契約が済んだ段階で工事に着手できるようにですね、努めてまいりたいと考えております。

- 9番(岩佐孝子君)はい、議長。今の説明ですと、でも、実施期間は議決された日の翌日からというふうになっているわけですよね。で、ことしの3月31日までということであれば、もう既に契約をなさって、そして、もうするものだと私は思うんですけども、その辺について町長、どのようにお考えでしょうか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。施工に関する関係でございますので、担当課長のほうからお答 えさせていただきます。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。本来の事業の進め方の趣旨といたしましては、やはり全て契約をした段階で工事を発注し、そして、工事に着手するということが本筋であると考えております。

しかし、本案件ですね、国からの要請によって地域が繰り上がったこともございまして、このような対応となってしまっているところをですね、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

- 9番(岩佐孝子君)はい、議長。地権者はもちろんですが、地域の方々への説明もまだなされて ないというふうに私は受けとめております。そういうことについての進め方についての 考え方を町長に確認をさせていただきたいと思います。
- 町 長(齋藤俊夫君)はい、議長。先ほど担当課長のほうからですね、説明したとおりでございまして、基本的にはこの工事についてのご理解を地権者の皆様にいただいているということでございますので、後は契約、書面による契約を速やかに取り交わすというふうなことが急がれるのかなというふうに思っておりますので、そういう点でできるだけ早く書面での契約ができますように努めてまいりたいなというふうに思います。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。地権者、そして地域の方々の同意、そしてまた、きちっと環境を整備していくというふうなことでございますけれども、真庭千保田線、途中までなんですけれども、その後の、この前の町道認定、議決されましたけれども、その後の動きでどのような形でのこの新浜諏訪原線を考えているのか。その辺についても示していただいてないんですけれども、その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。町長にお伺いします。大きな動きということで、町長にご回答願いたいと思います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。これも具体の関係でございますので、担当課長のほうからその 後の状況をご案内申し上げたいというふうに思います。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。大きな考え方なので、私は町長に確認をしてるんです。主幹課ではなくて、やはり町の大きなプロジェクトだと思いますので、その辺の考え方につい

て、主幹課ではなくて、町長の、町としての考え方を示していただきたいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。この関係については、前にもその路線の廃止なり認定の絡みで 一定のご説明、対応はしてきた経緯がございますので、その延長線上の中で担当課長の ほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。ただいまご質問のありました真庭千保田線の関係でございますけれども、まず、前提といたしまして、真庭千保田線どのように全体としてどのように整備するかということはですね、一度一応説明会を実施させていただいたところではありますけれども、基本的にはまだ決まったものはないという立場でございます。

したがいまして、今回の国への委託の中に含まれるものは、あくまで拡幅に伴って段差が生じる部分を最小限すりつける部分に関してこの工事の中で実施したいという内容となっております。

以上でございます。

9番(岩佐孝子君)はい、議長。議会で議決されて、そして地域の方々への説明責任は私はある と思うんです。そういうこともなされないがために、拡幅工事の部分だけっていうこと ではなくて、やはり大きなまちづくりの観点からしていくべきではないかというふうな ことで、今お伺いをしてるわけなんですが、それについての回答が全然見えてきてません。

その辺について、大きな観点、それも12月議会前目前にして町民への、地域の方々への説明会は行われましたけれども、その後認定されてからの説明会は行っていないように私は記憶してるんですが、そういうふうなことも踏まえながら、今後どのような形で進めていくのかも含めてご説明を願いたいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。今議員のほうからお話のあったような地元との関係、構築進めてきておりますので、その延長線上に沿って、これは粛々と進めてまいりたいなという ふうに思っております。
- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑はありませんか。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。今の件なんですが、まだ同意はいただいているが契約には至ってないという状況の中で強行するというような動きになってるわけですが、この経緯、今お話ありましたね。契約され、同意はいただいたけれども、契約に至ってない、ここのところが非常に大きな問題になってくるんですよ。先にこっち、地権者との交渉、これから地権者とのね契約に至るまで交渉という話になるかと思うんです。同意はいただいててもね。簡単な話言えば値段がどうなのかとかね、その話し合いの中でほの値段まで示しての同意ということで受けとめていいのかどうか。その辺まず確認します。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。地権者に説明の中では、一般的な値段というところまで示しておるかと思いますけれども、実際に円単位で幾らというのは、契約書を示してというところまでは実施していないものと認識しております。
 - 8番 (遠藤龍之君) はい、議長。ということでですね、これほんなに小さな問題でないんですよ。 これまでのいろんな経験上ですね、どうしてもその具体の話になるとやはりそれぞれの 考えからですね、立場からその交渉に入っていくかと思うんですが、ということがあっ て、先ほどのね質問の中にはありましたけども、ここでこの工事は通ったとしてもです ね、その後この辺の話がうまくいかないとなかなか工事着手に至らないということも十 分考えられるということを考えると、やはり完璧な状況の中でのね、契約ということに

しないと、国の要望でとかという、要請でということがあったんですが、そんなのははっきり言って国の要請ということではなくて、町の考えですよね。新浜諏訪原線という1つの1本の事業のということで取り組んでるわけですから、国の要請とか何とかという話でなくて、もし国の要請、国に問題があるんであれば、問題といいますかね、国の要請等々があるんであれば、そのものも含めて、全体としてこの事業というのは取り組んでいかなくちゃなんない。進めていかなくちゃならないという性格のものだというふうに理解をすれば、その国の要請でどうのこうのというのは、その理由にはならないというふうに私は思ってるわけですが、それは置いといてですね、まず、というもろもろの問題というのが想定される中で、やはりこの契約者、地権者との契約はですね、済んだ中で提案されるべきというふうに思いますが、この辺の考え方について、町長いかがでしょうか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。議員のお考えも十分理解するところでございますけれども、国のほうといろいろ協議する中でですね、今のこの置かれた用地取得の状況等も含めて、総合的な調整の中でこのタイミングでの協議を国のほうにお願いするということで、内々共通理解に立った中で提案をさせてもらってるというふうなことでございますので、一定の事業の進捗も図らなくちゃないという状況も踏まえてですね、ご理解を賜ればというふうに思います。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。というお話ですが、この件につきましては、もう何回も何回もですね、議論し合ってるんですよ。1本の線としてですよ。その中の部分、部分なんです。

そして、今の接続分についてはですね、もう一番最初にこの問題になったところなんですよ。それで、延期といいますかね、当初提案されたときにやっぱり附帯意見をつけて一発回答ということではなかったという経緯があるんですよ。

その中にこの接続分のですね、交通安全というのを大きく議会の意見といいますかね、 注意といいますか、留意点といいますかね、ということで示している事案なんです。

というふうに、それはその安全という視点から、国道、しかも避難道路ですからね。 ということで、その不安、懸念を示して、ずっとしてきているんです。そして、その 不安、懸念を執行部の皆さんは十分理解して、この事業を前に進めてきたというふうに 考えるならば、今時間がどうのこうのということではなくてですね、もうそもそもその ことについては、事業全体を進めていくということから理解すれば、当然これはもう取 り組まれていなくちゃならない課題なんです。

まず、そういうことで、これは大きな問題ということでね、先ほども議員が言っておられましたが、そういうことで進めてこなければならない事案なんです。

ということであれば、当然その辺を、その辺の懸念を払拭して、なくして、中で完璧な姿といいますとちょっとあれなんですが、そういう形で我々に示していただかないとなかなかこれを了とするというわけにはいかないということから、その疑問をね、今確認してるんです。

その辺の経緯について、まずとりあえずは課長のほうからですね、そういうことがあったということに対してどういうふうに、んで取り組んできたのかね。何を言いたいかっていうと、時間がないということだったので、時間は十分あったんでないのということの疑問からの確認です。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。今議員からご指摘のありました過去の経緯でございます。当初は予算計上の際には接続箇所あるいはその線形といったところが課題になっていたというところに関しましては、私も4月に来た後でございますけれども、重々認識いたしまして、仕事を進めてきたつもりでございます。

そして、その中でですね、ただし、その中でやはりいろいろな課題がある中で一つ一つ課題を整理して、そして事業を進めていかなければならないというところで、丁寧な説明ですね、進めまして、地権者の皆様にですね、同意をいただきつつ、それぞれの工事を発注してまいりました。

その中で、いろいろここ以外にもですね、新浜諏訪原線全体という中でいろいろとご要望いただいた、あるいは当初聞いていた話とは違うといった点もですね、いただきましたけれども、一つ一つ真摯に取り組んで対応してきたところでございます。

その中で、どうしてもその中で時間を要しましてですね、そして、本来であれば先を読んでこちらの用地に関しても対応して、あらかじめ対応してこの委託の契約を迎えるべきであったとは存じておりますけれども、その早急な課題の対応の中にですね、どうしても時間とられまして、先手を打ってこちらの用地のほうまで対応できなかったという経緯はあるかと思います。

しかしですね、一つ一つの住民の方々の要望あるいは地権者の皆様のですね、声に関しましては、真摯に対応してまいったところでございます。

以上でございます。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。答えになってないというふうに受けとめます。

時間を十分気にしておられるようですが、それも含めての全体計画の中でね、これまで取り組んできているはずですよね。この間も確認してきてると、その都度の説明もありました。その中でも確認しております。

というふうな形で進めてきたこの事業がなぜここでね、こんな急に完全な形でね、姿を見せて我々に提案できてないのかということについては、いまだこのその疑問が解けない。普通のあり方としてですね、先ほども進め方についてね、問題があるというふうな自覚はあるようですが、ここのところが非常に、ここのこの6名の方の中でね、1人、2人ね、同意はしたけども、この契約には至らないという場合のことを考えたときにね、この事業、んでどうなるんですかと。仮にそういうことがあっても工事はもうこの先ほど議決された日の翌日からもうすぐに工事に入るということになるんですか。そのことを確認します。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。実際契約後、この手続は国のほうということになりますので、 一般論としてのお話になるかと思いますけれども、この契約が成立いたしましたら、そ の後国のほうで発注の準備を進めまして、入札手続を実施して、そして業者がそこで業 者が決めることができたら、その後準備期間を経て初めて工事に入るという流れになる かと思います。

> あくまで一般論でございますけれども、通常工事の発注を準備して入札をして、さら に工事着手するまでには3、4カ月程度はかかるものかと認識しております。

以上でございます。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。私が確認したかったのは、この契約が未了なままでももう工事 に着手するということですかということの確認だったんです。 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。失礼いたしました。

国のほうで工事のほうの準備にかかっていただくというところは、先ほどご説明したとおりでございますけれども、それと並行いたしまして、当然町といたしましても用地交渉をですね、最優先で進めまして、国のほうで工事に実際の現地の工事に入る前にですね、用地が取得できる状況をつくるように努めてまいります。

以上でございます。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。努力するのは当たり前なんだけども、それができなかったとき どうすんのという素朴な疑問を今確認してるんです。

だから、もし一人でももし契約ができなければ、できない人がいても工事はずっと着々と進めていくのかどうかということも含めての確認です。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。用地交渉と工事の関係についてでございますけれども、万が ーその反対、ご同意いただけない方がいた場合の対応でございますが、その場所による かと思います。まず、前段として、当然合意いただけないという話になれば、そこに関 して強行して工事することは当然できないものと認識しております。

> ただ、あとは、その場所によりまして、本当にすりつけ部の、特に施工しなくても大 丈夫な場所であれば、それはそのような対応をとる可能性はあるのかとは思いますけれ ども、あくまでその前後関係と工事の進捗状況、それとの関係を踏まえた総合的な判断 になるかと思います。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。今の話ですね、強行はしないというような確認がとれただけで もまずはね、今のこの区間についてはですよ。

ただ、全体の事業でからね、その中で1人の方がそこだけちょっと、でこぼこになるのかね、よく有名な山元町にもそういう道路あっけども、そういうことも想定してのという考え、強行はしないと。いずれにしてもね、そういう反対っていうかね、同意、契約に至らなかったとこについては、強行はしないということで受けとめていいのか、改めて確認いたします。

- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。当然契約いただけないし、かつ反対の意思を示しておられる 方に関して、正当な手続を経ずに工事を実施することは、それはできないものと認識し ております。
- 議 長(岩佐哲也君) そのほか質疑はありませんか。一回やってるから、まず、番号言ってあれしてください。
 - 6番(髙橋眞理子君)はい、議長。今のこの件について、今のやりとりを聞かせていただきました。私詳しい経緯はわからないんで、話すのも何かとは思うんですけども、一応これからのためにもと思って、まずは今質問するところなんですけれども、このたびのこの施工延長289.2メートルということなんですけども、地権者が6人かかわってらっしゃるということも聞きました。そして、今までも真摯な対応されて、この6人の方たちには同意を得てるというふうにも聞きました。

ただ、契約はされてないということを今問題視されてるわけですよね。そのなぜ同意はされていたら、その地権者の方たちは契約をすぐされるというふうには思うものだと思うのですけれども、同意して、そしてどれぐらい後に契約するかという、そういう経緯っていうのは、どんなふうに考えてらっしゃるんですか。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。まず、ただいまご質問の件でございますけれども、同意をい

ただいていつまでに契約するというところが決まっているわけではございませんが、基本的には契約に要する書類ですね、図面ですとか、契約書、そういったものをですね、準備、正式なものを準備いたしまして、改めて交渉させていただくという流れになります。その中で、現在ちょっとその書類の準備のほうに時間を要してるという状況でございます。

以上でございます。

- 6番(髙橋眞理子君)はい、議長。ということは、同意をされてるという中で、あ、これは契約 はされるなと、要するに同意はしたけど、この方は契約には迷ってるかもしれない。そ の辺の感触はわかってらっしゃるんですね。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。そうですね。まだ正式な書類を示しての面積というものは出されていないんですけれども、現地に関しましては、ここまでは買収させていただきたいといったところはですね、範囲の立ち会い等は既にしておりまして、その中で今回先行させて工事をさせていただきたいと。その点に関して同意をいただいてるという状況でございます。

以上でございます。

- 6番(髙橋眞理子君)はい、議長。そんなふうに同意はされていらっしゃると。それで契約もこれは間違いないだろうというふうには、じゃ、感触きっちり持ってらっしゃるんですね。 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。そのとおりでございます。
 - 6番(髙橋眞理子君)はい、議長。ということで、このたびのこういった議案になって審議をして同意を得たいということの経緯だったと思うんですけれども、今までの工事の遅れがあったり、問題があったというのは、この同意はしたけれども、契約はしなかった。契約には難色を示したとかということでの遅れが生じたといことなんですけど、そうしますと、このたびは、その辺は問題ないというふうに町では捉えてのこのたびということになったと思うんですけど、国の、これはあれですよね。管轄ということになりますよね。

そうしますと、これはそういうことですよね。委託で、はい、そして、令和2年3月31日までのこの実施期間ということですね。これは工期ということですか。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。済みません。今の実施期間の点でございますけれども、実際 ここまでに終わるのかという質問というご趣旨でよろしいでしょうか。

はい。お答えいたします。こちらの実施期間に関しましては、国のほうの予算の手続の関係上、一旦は3月末の工事ということで契約させていただきますけれども、当然ここまでにというところは難しいものがございまして、実際の工期はですね、実際の工事としては年内いっぱい、12月までですね。まではかかるものと想定しております。

以上でございます。

- 6番(髙橋眞理子君)はい、議長。そうしますと、この実施期間というのは、その3月31日までにこういった議決と言いましょうかしら、何て表現したらいんでしょうね。提案するということなんですかね。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。契約の手続上ですね、一旦令和2年3月31日という実施期間で契約させていただきたいという内容でございます。

以上でございます。

議長(岩佐哲也君)そのほか質疑はございませんか。

- 11番(菊地康彦君)はい、議長。先ほどちょっと聞き逃したかと思うんですけれども、今回のこの契約に関して国の要請というようなお話があったんですが、具体的にはどのような内容なのかお聞かせいただきたいと思います。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。ただいまご質問の件でございますけれども、国のほうからですね、国のほうの予算のやりくりの関係なんだと思うんですけれども、一旦年内に今年度の予算で年度内に一旦契約いたしまして、その後繰越手続を経て所要の工事を延長したいと。そういった内容の要請がございまして、それを踏まえた内容となっております。以上でございます。
- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑はありませんか。
 - 2番(橋元伸一君)はい、議長。1つだけちょっと確認をさせていただきます。

この新浜諏訪原線なんですけども、避難道路10本のうちの1本ということでね、整備すると思うんですが、ほかの9本と違って、この1本だけは新規の道路ですよね。で、せっかく新規でつくるのに、交差点部分が信号ということなんですよね。で、これ前も多分何度かこの件に関しては、皆さん質問されてると思うんですけれども、この信号機の接続にするというところにその避難道路としてのね、安全性に対しての問題はないというふうに判断しているのかどうかというのを、その辺を町長にちょっとお伺いしたいんですね。考え方として、町の考え方としてね。

国道との交差点ですから、国の絡みもあると思うんですが、ただ、やっぱり要請する時点で、避難道路ですから、もともとある道路を拡幅したり整備し直すわけではなくて、新しくつくるということで、多少お金はかかってもその安全性を考えたときに信号交差点ではないほうがいいんではないのかなというふうに、ちょっと思ったもんですから、その辺の確認、安全性についての、そこの確認だけさせていただきます。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。お答え申し上げます。

避難道路という性格を考慮した対応、取り扱いというふうなことでございますけれども、今の道路の管理あるいはその警察の、いわゆる公安サイドの管理ですね、この関係からいきますと、非常時であれ、平常時であれですね、道路の管理については一元管理を前提に進められているというふうに認識しておるところでございます。

そういう中で、いざという場合のですね、その交通規制、運用というものをその場で どういうふうに展開していくかと、そのことが問われるだろうというふうには思います ので、せっかくの新規路線ではございますけれども、ここだけを例外にするというのは、 今の法制度上は不可能だというふうに理解しているところでございます。

- 2番(橋元伸一君)はい、議長。その今の制度の中では無理だと言われればそれでね終わってしまうんですけれども、あそこの部分というのは戸花山を回ってたしか津波も来てるので、津波からの避難道路というのを考えたときに、やはり私たちもそうですけれども、どこの交差点も信号でどうしてもとまってしまうと。そのところの部分というのが今までずっとね、懸念されて、議論されてきた部分があったもんですから、なので、確認でした。そういうことであればね、安全性は、結局安全性に問題がないわけではないが、それなりの対応を今後考えなくてはいけないということですか。それでよろしいですか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。この路線も含めましてですね、いわゆる浜通りから丘通りに避難する、それが国道、県道であれですね、全ての交差点のとこでの十分な配慮、注意喚起をしながら避難をしていただくというふうなことになろうかなというふうに思います。

- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑はありませんか。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。今の話を聞いてますとね、本当に不安になってくるんですが、 ほかのところと一緒くたにしてしまってると。町の考え方ですね。

そして、先ほど来言ってるんですが、この部分については、交通安全の問題というのは、当初指摘した、その懸念を指摘している課題なんですよ。先ほどの質問にもつながるんですが、それらの対策が十分講じた中で、確認できた中で、町としては進めているものと思っていたわけですけれども、今の答えを聞きますとね、その辺は第三者任せといいますか、一元管理、これが県管理といいますか、国管理あるいは交通関係だから、警察関係だから、そっちにお任せというような、そして、そっちはそっちでちゃんとやるだろうという、そういう意味では、町独自のですね、安全を十分この町として保証するということでなくて、それらのはそっちの第三者機関にお任せして、そこで十分やってもらうという姿勢なのかなというふうに、今の答弁で受けとめたわけですが、そうしたことがあると、本当にこの間ですね、この新浜諏訪原線についてはたびたびもろもろの、同じ、先ほども出ましたが、何か同じような質問がね、そのたびに確認されてきたところなんですが、今の話を聞くとどうもそういうことがですね、検討されてきていないというふうに受けとめました。

ということで、この件について、その安全ということからですね、さらに発展して別な角度からということなんですが、この避難路としてのね、全体計画、全体図というものは今現在あるんですか。というのは、全体図というのは一本としてですよ。今避難路として、そして今この交差部で先ほど出てきたこの千保田線ですか、真庭千保田線の拡幅して逃げるというかね、逃れる方向にということで、この間そのことについても説明を受けて、そして一部断念になってる部分もあったりとかね、その辺の計画も完結した中での今回の提案なのかどうなのかね。

例えば安全ということになると、今この図面で示されている限りについては、先細りになってるところね、ぶつかるところまでね。この辺の計画っていうのはどうなってるのか。ここまさに今の避難路というふうに考えた場合には、こここそ広くとっておかないと散っていくことができない。せっかくここまで浜からこの国道のっこいで、ここまでは来らったけっども、今度そっこからどっちさ逃げっかっつうときにね、ここで今度停滞してしまうことが十分考えられる。細いどこではね。

逆に、この辺はね広くとって、何台もここさ並べて右折さ行く、左折に行くとかね、 今の我々の説明受けてるのはそういうふうなとこまでの説明しか受けてませんから、そ うすっと、そのぶつかった道路も当然太くしなくちゃないということとか、素人考えで こうその安全確保というふうになったときには、そういうふうな考えも浮かんでくるん ですが、その前にですね、そういうことで、全体図というのは十分ある中でのこの一部、 ここの部分だけの今回は提案してるんですよということなのかね。全体のそっちの部分 についてはこれから考えるんだということなのかね。

もしそうだとすれば大問題だと思うんですが、当然ですから、先ほどここの部分についての地権者はね6人つうことだったんですけれども、実はそのこの計画を完結するためにはまだまだ地権者がいるかと思うんです。

そういう人たちのも当然そういうふうに、だから、そういう事業を進める、取り組み を進める上でもですね、全体図がなければなかなか示されないし、対応もできないとい うことになろうかと思うんですが、その辺の全体図っていうのはあるのかどうかを全体 図計画があるのかどうかということを確認します。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。前段、後段 2 点あったかというふうに思いますけども、まず、 後段のほうのこの全体図ということでございますけども、何か今のご懸念を聞いてると、 我々が全然そういうお話をこれまでしてこなかったかのようなですね、そういう話にも 聞こえるわけでございますけども、私先ほど申しましたように、これまでの議会への対 応として、この千保田線を延長する路線の認定について図面でもって議会にお示しをし てきてると、そういうことを忘れたかのようなですね、話ではちょっといかがなものか なというふうに思うところでございます。

それから、工事の進め方については、一定のこの距離延長がございますのでね、正月物もございます。用地買収も含めてございますので、この位置図で担当課長からご説明したとおり、それぞれ区間を区切って部分的に施工を進めてきているというふうなことでございますので、とりあえずはこの国道にアクセスする部分、これについては、一定の交通量がある国道、1桁国道というふうなこともございますので、これは安心してお任せできる、国のほうに代行というんですか、業務委託をしてお願いをしたいところでございます。

当然その西側へのですね、延長については以前お示しした路線、認定、それから、地権者への対応等を済ませた中でまた改めてその整備の方向性をですね、お示しをしていきたいというふうなことでございます。

それから、安全性について、先ほど橋元議員からのお答えで、ちょっとある意味舌足らずなところもあったかもしれませんけれども、我々町としてはですね、災害の規模にもよりますけども、3.11のような、ああいう同時多発広域的な災害が発生した場合にはですね、亘理署の署員が何人いらっしゃるかということも当然我々わかりながら対応しなければですね、各交差点に警察の方が張りついて全てを規制すると、誘導するというのは、これ物理的に不可能でございますので、当然それぞれの自治体、町を中心としてですね、交通安全にかかわる皆さんと手分けするなり、場合によっては職員が直接役場の前であれば、そこに出て誘導するとかですね、これはもう臨機応変な対応、運用というのがですね、当然前提としてお答えしてきたつもりでございますので、その点については改めて補足をさせていただくところでございます。よろしくご理解をいただければというふうに思います。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。大変失礼なことを言われましたが、私は全体図がありますかということだけを確認したんです。何でその余計なことをね、しゃべらせんのかということを議長にもちょっと注意していただきたいと思いますが、これまで説明されてきたことの一つ一つに問題が解けない、疑問が解けないから、こういうその時々のですね、現実問題になったときに改めてその問題を確認してるんで、認めるか認めないかという判断をしようとするためのそもそもの確認なんですよ。

全然とはいいませんけどもね、これまで説明確かにされてきました。説明されてきて、それに対するいろいろ議論、疑問もあったわけですが、それらに対する回答が十分な回答がないまま現実に至る、現実っていうかね、これまで予算のこういう計画ですよという説明は確かに受けてます。その時々でこの問題提起とかね、懸念を提起して、その全てが解けない中で、我々も実際にこういう場面が生まれてくるだろうという場面で、改

めてその疑問を解決し、そして、そこで判断しようという流れなんですよ。

説明してきたから、町長のほうはもう説明してきたから、それでもう理解してもらった。あるいはもう了解してもらったという立場なんですが、そういうことではありませんからね。

それは、全員協議会の中での話でもしかりですしね、そういうことなんです。

ですから、町長としてはね、説明したんだからもうこれで解決だと思うかもわかりません。思ってるかもわかりませんが、我々の受けとめとしては、その説明では十分ではないということで、こういう場面場面で改めて確認してるという、そういう1場面なんです。ここの場合はですね。そして、その際まずそもそもの質問に対しては、しかしながら、長々と答弁なされましたが、そもそもの質問に対しては答えておられないと。まず、この全体図というのがあるのか、ないのかということの質問ですから、なければないということでいいとは思いませんが、そういう事実の確認をしているんです。どうですか。

- 議 長(岩佐哲也君)避難道路の交差部なんかも含めた全体の安全性というか、その部分の確認、 全体像があるのかどうかという質問ですね。そういうことですね。
- 町 長(齋藤俊夫君)はい、議長。私どもとしては、先ほど答えいたしましたように、路線の認定 の案件でご説明を申し上げた際に、そういう趣旨でお話を申し上げてきているというこ とでございます。

議員ご懸念の部分はね、それはいろいろ地権者等々も関係等がそれは附帯してありますけども、基本的な路線の考え方をお示しはしておりますよねというふうなことでございますので、それぞれの思うところに多少ギャップがあるかもしれませんけども、基本的にはお示しをしてきたというふうなところでお答えをさせていただいたつもりでございます。

もちろんそのこの西側の現道に接続して、そこからさらにこう新たに法線を新たにつくる、その道路、それについてはこれからいろいろと検討の余地がありますよというふうなことを含めてお話をさせてもらった経緯があるもんですから、まだそんなに目もたっておりませんので、そういうふうな思いでお答えをさせていただいたところでございますし、そういう中で、必要な安全管理についてもいろいろと関係機関と協議、確認しながら進めていかなくちゃないなというふうに思っておるところでございます。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。路線は示してる。示されてきた中で、いろいろ問題が生じて、 今その当初提案された、示された状況には至ってないということですよね。今んところ はその丁字路でとまるというようなことが、我々が受けとめてる町の提案として示され た中で受けとめてる理解はそういうことなんですよ。

そうしたときに、やっぱりこの接点、接続までがね、で完結といいますかね、新浜諏訪原線の避難道路としての安全確保も含めた、それが最終の姿になるんだなということで、今受けとめて、そして、その一部の工事のここの部分について今議論するわけなんですけど、しかし、この部分を認める際に、その最終の形も示されていないと。簡単にこの判断できないということなんですよ。

これあくまでも1本ですからね、この新浜諏訪原線というね、その中で我々は考えてきて、我々はその1本線の中でやっぱりこの部分に問題があるんでないか、この部分で問題があるんでないかということをこの間たびたび指摘している話であって、先ほどあ

と工区、分区ね、これはいい場合と悪い場合あるんですが、その全体像を一応示されているんですが、先ほどいつの間にかここの工事はもう既にもうでき上がっていたとかね、それは議会のチェック要件というか、議決を要さない何千万円以下の工事だから、多分そういうことになってるんだと思うんですけども、というやり方でですね、進められてきている事業であるんです。

何を言ってるか……、しかしながら、1本なんです。

そうすっと、今その避難路として考えたときに、この西側の部分もここ逃げ口ですからね、国道に沿ってね。ここの部分つうのは、相当やっぱり重要な、今度箇所になると 私は見ているんですよ。

とするならば、ここの部分のね、示していただきながら、この国道直結するというかね、この図面を見っと、先細りになってる。西側さ行くとね。そうすると、ここで縮まるんでないか。縮まるっつうかね。渋滞すんでないかということが想定されるという懸念から、今確認してるんです。

だから、全体図というのはね、あそこのぶつかっところまで、まさに先ほど町長が言いました、ちゃんと示してるんでないかと。示されています。示された中で、ちょっと問題があるんではないかということで、提起したら、提起というか、そういう話題になったらば、んでそこのところは一時凍結といいますかね、そこはもうなしにすると、分団する部分についてはですね、というふうな話になってるんですよ。話としてはね。

そういう状況の中でこれをこう判断するときに、やっぱりそこまでも示してもらわないと、なかなかここで安全性の確保というのはちょっと今の説明で判断できるのかなと、 議員としてはね、議会としてはね。というところからの懸念からの確認なんです。

そういうことをさっき言った全体図という、ここまでも含めた全体図つうのを示されているんであるんですか。あるんだったら示してください。ないんだったらいいんです。

先ほどの町長の答弁ではそこはこれから検討するということなんで、ないということ なんですが、ということであれば、ちょっとこれは問題でねのかなと。

というのはですよ、もうここができてしまうと、もうこれはもうつくんねくてねような格好なんです。地権者との関係でね、今度もう強制的にこれはというふうに考えるんです。ちょっと地権者も苦しめるようなことになってしまうという懸念、不安もあって確認してるところなんですが、今んところ、そういう、これからの検討だということの、先ほどの町長の答えでよろしいんですね。執行部というか、事務方としては。

議 長(岩佐哲也君) 暫時休憩とします。再開は11時15分とします。暫時休憩。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長(岩佐哲也君)再開いたします。休憩前に続き会議を開きます。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。ご質問のありました全体の計画というところでございますければも、まず、避難路としての新浜諏訪原線、こちらに関しましては、現在の相馬亘理線から国道6号線までの区間ということとなっております。

そして、避難路としての機能、さらに西側のほうに逃げるためにどうするかというと

ころの点に関しましては、先ほど町長からもご説明ありましたとおり、せんだっての議会で路線認定のほうを提案させていただいておりまして、その中で国道6号線から西のほうに抜ける区間のあくまで起点と終点ですね、このぐらいの区間を念頭に置いて西のほうに逃げる機能を整備したいというところを提案させていただいております。

しかし、実際どのような線形を通るのかということに関しましては、これも路線認定の際にですね、ご説明させていただきましたが、あくまで今後測量等踏まえて検討させていただいて、地元と話し合いつつ決めていくというスタンスでございます。

ということで、全体の計画といたしましては、どこまでの区間を整備するのかといったレベルでのものはございますけれども、詳細な線形に関しましては、これから検討していくという状況でございます。

以上でございます。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。現状がそうだということで、その国道 6 号から西についてのことについては今後の話ということなんですが、というふうに今の説明でとれる。それはそれで結構……、結構というかね、考えると。

しかしながら、避難路として今もね、お話にありました、機能するために、避難路とするための整備というのも、これまでも重要な課題ですから、取り組みですから、当然それを含めて、含めた形での全体というふうなことで、求めてきているところなんですが、ですから、これ新たな問題っていいますかね、この設置部分をつくることによって生まれてくる、あるいは想定される課題、取り組みだと。

して、そうならなければならない、当然逃げ口ですからね。そこも整備もあわせて一体となった形で示すべきではないか。あるいは説明すべきではないかというふうなことから、私は確認してるんです。一つ一つ。

その際、先ほど路線認定認めて、説明したんでないか。説明受けました。受けて、その結果、起点終点という話もしましたが、示されましたが、その起点終点を示された中で、ある一部田んぼを真っ二つに割るような形で示された。そのことについては、問題があるんでないのということで、そしてさらに、その後その地権者とのお話し合いの中で、そういう意味では現実では成立できなかったというふうなことで、我々はここの部分については、まず空白ですというような形で、今認めていただきたいのは、あそこの田んぼから国道6号線から田んぼにぶつかるところまでということでの認定は認めました。議会としてですね。

すっと、認めた以上、今度それは何でそういうふうに認定ね、したのかというのは、 したっつうかね、その道路をね避難路として整備しなくちゃならないということから、 この町道の格上げといいますかね、もともと町道だった、その辺わかんないです。認め ろってその後の整備をするというのが目的で確認した事業だと思うんですが、とすれば、 当然もう頭にはその避難路としてね、完結する準備として認定路線の承認を求めて、議 会としては認めたという経緯になるかと思うんですが、だとすれば、その前提に、避難 路として整備をするということが前提にあっての話だというふうに受けとめ、理解して 認めていると。

であるならば、当然そこもこの接続部分を提案する際には、やっぱりその辺の新浜諏訪原線避難路として完結するためにここの整備も必要だよと。して、整備の内容はこういう形にしますというような形で示されるべきだと思うんです。

そんでねと、ここの部分だけ認めてね、その後後づけだっつうことになると、その全体が見えない中で俺たちがここの部分をね、重要な部分を判断しなくちゃないということになるというとからの何度も確認してるところなんですよ。

私は、当然ここ、こういう提案をしてくる際にはね、その辺も考えてるというようなことでの提案がね、必要なのかなというふうに思って、確認してるところなんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

今後考えるということなんですが、もう今後考えるんではちょっと私は遅いので、そういうことも検討も含めて、地権者との確認はとれてないけっざも、町としてはこういう形でね、進めたいんだと。そして、この新浜諏訪原線というのは避難路として完結したいんだということで、その一部として今回こういうこともね、とりあえずは認めてくださいという形で、きょう提案されてるのかなというふうに、あるいはそういう流れでないとうまくないんでないのかなという疑問も含めて確認してるところなんですが、最終確認としては、今んところこれから検討するというところから動かないということなんですね。今の時点では、町としてということを確認します。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。この国道から西側に延びる部分についてはですね、これまでの 路線認定の中で、議員確認の思いを含めて、路線認定を提案をさせていただいてるとい うようなところでございます。

今後の調整というふうな部分については、議員おっしゃってる現道の町道との国道からぶつかる点の丁字路ですか、突き当たりというんですか、そこから先の法線、これは起点終点の関係をお認めいただいたということで、いろいろ地権者との関係もあるもんですから、そこの分については、いろいろと現地の調査、測量を進めながら、できるだけ皆さんにご理解いただけるような方向を今後考慮していきたいというふうなことで、これまでお話を進めてきたところでございます。

いわゆるあそこの戸花川にかかってる真庭の中心地域に入ってく橋ですね。あの辺に どういう形でこうすりつけるのがいいのかという部分、それは最終的にはこれからの調 整だというふうなことで、あの辺までの路線認定を頂戴してるというところで、避難道 路としてのですね、整備を進めていきたいというふうに考えてるところでございます。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。申しわけないんですが、それではうまくないんでないのという 疑問からずっと抱いてきた疑問を解きたいということで確認してきてるんですが、それ が今の最終の町の姿といいますかね、結論だということであれば、本当に大変、今後の 取り組みっていうのは本当に重要になるなと。相当の決意で臨まないとっていうか、と いう起点終点まで考えますということになっていると、相当な、さらなる、6人では済 まない地権者を相手にしての認めてもらわなければこの避難路は完結しないというふう な話になるわけですから、非常にこの中途半端な形でこう提案されているんだなという ふうなことで、理解しました。非常に問題があるのかなということを改めて確認したと いうこと。別に、今度単純な……、素朴な質問ということになるんですが、ここでこの 盛り土工5,300立米、立方メートルというふうに示されてるんですが、これが高さ のトップということになっかと思うんですが、このことよってね、どのくらいの高さに なんのか。この周辺。確認します。高さね。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。盛り土工5,300立米となっておりますけれども、この大部分がですね、この国道そのものではなくて、接続する町道部分の盛り土になります。

国道 6 号線の高さは、ほぼ変わらない計画となっております。 以上でございます。

- 議 長(岩佐哲也君)今度の工事の高さがどれぐらいになるかなという、国道の高さが変わるか変 わらないということじゃなくて……。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。国道6号線のあの高さで周りを整備するというふうに理解しま す。そういうことだと思うんです。

と、その高さが高ければ高いほど、これから町道部分ね、そうすっとのり面もね、広がっていく。そこが広がっていくことによって、のり面の面積も相当なものになるのではないかというふうなことで、今質問してるわけですが、としますと、次に続きますのは、その辺のですね、これはもうこれは新浜諏訪原線全体の中の一部ということでの提案ですから、その事業全体の中で、相当戸花山からね、上って下ってと、相当なほの高さを要した道路になるかと思うんですが、その辺の、そしてのり面も相当そこも広くなるというときに、そののり面の維持管理等々というのももう当然考えていかなくてない話だと思うんです。

そうした際の維持管理はどうなってるのか。ここだけの話と私はつながっている問題ですから、全てにわたって質問の対象になるかと思っているわけですが、とりあえずここの部分についてのですね、のり面の町道の維持管理というのはどういうふうに考えているのか確認します。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。まず、維持管理の区分、まず、前提といたしまして、維持管理は基本的には6号線の本線周り、本線とあと町道との接続の三角形になっている隅切り部分ですね、ここまでが国に管理していただく形になるかと思います。

そして、そこから左右に延びる部分については、町管理になりますけれども、これに関しましては、今維持管理として地元にお願いしている部分と、あと管理業者にお願いしてる部分、あと、課内の臨時職員のほうで実施している部分とありますけれども、その周囲の交通の状況等見定めましてですね、どの程度誰が実施していくのか、あるいはどの程度の頻度で実施していくのかというところをですね、今後詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。この辺の話でもない全体の話になってくるんですが、つくるまではですね、確かに復興財源等と国のっつうかね、それも我々の税金なんですが、今後のほの維持に当たってのかかる費用というのは、当然町の町独自の一般財源等々からの支出になるかと思うんです。

となりますと、高ければ高いほど、高いほどいいんだよ、本当はね。避難路だからね。だけんども、それに今後要する費用っていうのも同時に考えて、そして、この制度設計といいますかねというものを全体像をこの考えていかなくて、これまでもそうなんですが、っていうことなんですが、これまでの検討の中で、きょうのこの提案された部分の中も含めてですよ、そういうこともあわせ検討した中での我々に対する最終的なこういう提案なのか。今回示されてるのは、総額の1億8,000万円っていうだけなんですが、その維持管理面についてはどう考えてきたのか。考え方だけでいいです。検討して、今の話はこれから検討するということだから、答えは出てんのか。

それもね、大きな問題かなということを指摘しておきたい。

また、そういうこともね、検討されていないということであるならば、この取り組み そのものについて、ちょっと問題があるのではないかということは指摘しておきたいと 思います。やってないっつうかね、やってないことに対して指摘……。

いずれ、そういうもろもろ含めてですね、これも何回かその都度確認してるわけですが、このきょうのこれをもって、この金額をもってですね、本当はこれに土地取得費とかね、っていうのはさらに加わると思うんですが、その辺も含めて、この部分に対しては、1 億8, 0 0 0 万円。1 つだけ確認したいのは、1 億8, 0 0 0 万円っていうのは、これまで我々に示してきた計画予定額の範囲、1 3 億円の中の一部というふうな受けとめでいいのか。それとも 1 3 億円にプラス、これがかかるんですよというふうに受けとめればいいのかということと、一問一答だから、まず、その件について確認したいと思います。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。今回の国への委託の費用に関しましては、これまでお示ししてきた13億3,500万円の中に含まれております。

以上でございます。

- 8番(遠藤龍之君)はい、議長。その13億円のほうの予定の範囲の中にあるという受けとめで、 予定したよりも、これまでの説明の中でもしかすると安くなるっていうかね、低くなる とかっていうふうなことも説明の一部にあったかと思うんですが、その辺は予定してい た額とほぼ狂いはないっていうか、多くも低くもないという受けとめで、予定どおりだ と。計画どおりの予算額になってるということで受けとめていいのか、確認します。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。現在のところ総事業費といたしましては、もともとお示ししてる額を超えるものはないものと認識しております。
 - 8番(遠藤龍之君)はい、議長。じゃ、これにプラスその土地取得というのがこの新浜諏訪原線の完結するために必要な経費として生まれてくると思うんですが、この土地取得費も1 3億円の中に入ってんだっけ。その辺の確認いたします。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。土地取得費、そうですね。土地取得用地補償費も含めまして、 もともとお示ししている事業費でございます。
- 議長(岩佐哲也君)よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。
- 10番(阿部 均君)はい、議長。2、3点確認させていただきたいと思います。

今回のですね、委託、事業を委託するっていうか、工事委託でございますけども、この中で、6番の概要の中にですね、委託事務等一式とございますが、先ほども同僚議員の中からですね、同意はしていても今後まだまだ契約に至っていないという部分がご説明がございました。

そのいろいろなですね、この用地買収等の事務等もですね、この事務一式の中に含まれているのかどうか確認させていただきます。

- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。用地買収につきましては、あくまで町のほうで実施する事務となっておりまして、この中でこの概要に書いてございます委託事務というのは、このお示ししている箇所の工事を実施するために必要な国の職員の方々の人件費あるいはコピー代等の需用費、そういったものの内容になっております。
- 10番 (阿部 均君) はい、議長。わかりました。

次にですね、この施工図、施工区分図でございますけれども、色分けもされております。そこで、この色分けのこの記述がございますけども、この書き方ですと、あたかも

ですね、この赤い部分が国土交通省の事業というような受け取り方もできるような書き 方になっておりますが、これ国土交通省なり、整備局に委託するんだというような書き 方をしていただければいいのかなと。

この区分ですと、青い部分が山元町で、あたかも赤い部分が国交省の事業であるというような認識になってしまいますが、これあくまでも全てこの右折レーンもこれ町の今回の社総交の事業であるという認識でよろしいですか。

- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。ご質問の件でございますけれども、あくまでこの今回の施工 工事に関しましては、全て町の新浜諏訪原線の事業ということで国にお願いするもので ございます。
- 10番 (阿部 均君) はい、議長。誤解を招きますので、この辺の記述はですね、今後気をつけて いただきたいと思います。

それからですね、この同僚議員の中からもいろいろな部分、避難道路としての安全性の問題が提起されましたが、私はここをここに信号機がつくということでございまして、通常のですね、この災害時のいろいろな安全性ではなくて、日常の通常の安全性について、少し確認させていただきます。

この場所ですね、私も通るんですが、この坂元のほうから仙台方面に向かって来た場合ですね、ここを今まで私の記憶の中では、何回か大事故が発生してる場所でございます。南から北に向かいますと、当然課長がわかっておられるとおりですね、あの菓匠三全等の部分で追い越し車線もございます。それで、そのこの交差点から数百メートルのところで車線が3車線から2車線になるという部分でございます。その部分がですね、非常に経常的に雪が降ると積雪も多くなりますし、凍結しやすい場所であります。

我々も北に向かう場合は、朝雪が降った場合なんかよほどあそこは慎重に通行しない とですね、危ない箇所でございます。その危ない箇所のすぐ先に信号がついてしまいま すと、事故を誘発する可能性がありますが、その辺にも配慮した、この右折レーン設計 になっているのどうか、確認させていただきます。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。今阿部議員からお尋ねのですね、具体の内容は担当課長からお答えさせていただきまして、私ちょっと信号機の関係ですね、事実関係、前後関係も含めてちょっと橋元議員への回答も含めてですね、ちょっと信号機の関係改めてお話し申し上げますと、信号機につきましては、将来的にあそこがいわゆる丁字路じゃなくて、十字路というふうな形になれば、信号機の設置という段階になろうかというふうに思いますけれども、現段階でそのこの国道で丁字路になるというふうな部分については、その段階ではまだ信号機の設置には至らないというところでございますので、私先ほど十字路になって、信号機がつくことを念頭に置いたお話を差し上げましたけども、そういうことでございますので、その点については、ご理解いただきたいと思います。担当課長のほうから。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。ただいまご質問にありました右折レーン等の安全性に関してでございますけれども、この右折、当然右折レーンを設置するということで、現状路線を変更するという部分になりますので、それが安全なものであるのかというところに関しましては、設計の際にですね、道路構造令というものに準じて余り急に車線を振るわけにもいかないですし、ある程度の長さをもって確保する必要がございますので、そういった点で、構造令に定める安全性は確保できているものと考えております。

ただし、この前後を含めた安全性に関しましてはですね、やはり走る人によってですね、いろいろと危ないと感ずる部分もある可能性はございますので、そこに関しましては、個別にですね、状況を整理いたしまして、必要なものに関しましては、国のほうに働きかけていくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 10番(阿部 均君)はい、議長。そうすると、その6号線のですね、勾配といいますか、その高 低差といいますか、勾配といいますか、そういう部分の変更はほとんどないという認識 でよろしいんですか。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。6号線に関しましては、基本的に横には広げますけれども、 上に上がる、あるいは高さが下がるとか、そういったことはほとんどない計画でござい ます。
- 10番 (阿部 均君) はい、議長。町長の答弁の中に、信号機はすぐつくわけではないというよう な答えがございました。そうであればですね、今後信号機等の設置の際にはですね、き ちっとある一定の安全対策といいますか、予備信号といいますか、それら部分もこの箇 所はですね、必要箇所ではないかと思いますので、そういな部分に安全性を十二分に確 保するようなですね、信号機の設置を望むものでございます。

やっぱり通常の津波の避難道路ではございますが、通常の通行の安全性というものが 最重要な部分もございますので、十二分にその辺に配慮した工事なり、いろいろなその 信号機の設置等に努めていただきたいと思います。

本来ならばですね、これ町の直轄でやる事業だったと思いますけども、それで、あともう1点だけ確認させていただきますが、この東北整備局に委託するということでございますが、この委託の中にはですね、業者と当然これ国の基準を当てはめた事業になってしまう可能性もございます。そうすると、国の事業になりますとですね、要件が厳しくなります。より要件が厳しくなって、地元の業者が参入しにくくなるという懸念がございますが、その辺については、どのような、何か条件は付しているのかどうか。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。国、あくまで今回の委託契約になりますと、その業者の選定 等も含めまして、国への委託ということになりますので、その契約の中で、このような 業者を選定してくださいとか、そういった条項はございません。

以上でございます。

10番 (阿部 均君) はい、議長。そのような条件を付していないとなればですね、当然国の基準 で入札が行われるということになります。そうしますと、地元の業者の参入は、これほ とんどスタートラインにも立てないというような捉え方になるのかなと思います。

> 今山元町ですと、一般指名競争入札950点でございますがですね、国はもっと高い 点数を設定する可能性がございますので、全く地元の業者はスタートラインにも立てな いという捉え方になってしまいますが、そういうふうな捉え方でよろしいんですか。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。さまざまな事業発注、工事発注があるわけでございますけども、これは発注のまれなですね、例外的な工事の1つにもなろうかなというふうに思いますし、国は国で一定のその品質管理を求めた事業発注というふうなことになりますので、そういう中で、必要な受注者が決まる仕組みにならざるを得ないのかなというふうに思いますが、一般的にはどんな工事、場面であれですね、極力地元の事業者の皆様の参入の機会を少しでも頂戴できるようなですね、そういう努力というのは常々やっていると

ころでございますので、そういうふうな趣旨は十分に先方にも伝わるような努力はして まいりたいなというふうに思います。

- 議長(岩佐哲也君)そのほか質疑はありませんか。
 - 9番(岩佐孝子君)はい、議長。交差部っていうことなんで、お伺いします。

ここのところに光ファイバーとかが入ってるはずなんですが、それも含めての工事発 注なのかどうか、再確認をさせてください。

建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。今回の契約の手順といたしましては、ここのこの区間をこのような形でつくっていただきたいという形で、こちらからお願いいたしまして、それに関する必要な全ての費用を国のほうで算出いただいて額が決まっております。

したがいまして、今回必要なもの、この工事に附帯して必要なものに関しては、用地に関しては別でございますけれども、工事的なものに関して必要なものは全て含まれていると認識しております。

- 議 長(岩佐哲也君)光ファイバーも入ってるということでどうかという確認です。その件だけ回答きちんとしてください。
- 建設課長(佐藤 誠君)はい、議長。含まれているということでございます。 以上でございます。
- 議長(岩佐哲也君)そのほかございますか。そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岩佐哲也君)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議長(岩佐哲也君)これから討論を行います。 一 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(岩佐哲也君)討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- 議 長(岩佐哲也) これから議案第1号一般国道6号と町道(仮称)新浜諏訪原線との交差接続工 事に関する令和元年度契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。(「異議あり」の声あり) 討論ありということですか。討論なしで先ほど決したはずなんだけれども、なしということで、なしになったんですが、(発言あり) 討論なしで異議あり。採決でなくて異議あり。

議長(岩佐哲也君)暫時休憩します。

午前11時45分 休 憩

午前11時57分 再 開

- 議 長(岩佐哲也君)休憩前に続きまして議会を再開いたします。
- 議 長(岩佐哲也君) ただいま審議されております議案に対して、異議ありということでありましたので、今この採決方法について、県のほうの指導も確認させていただきました。その 結果、一応この件については、討論なしということまで決定しておりますので、起立採 決によって採決を行いたいと思います。

それでは、この案件について、この採決は起立によって行います。(発言あり) いや、今申し上げましたとおり、県のほうの確認をとって、私の判断でそのようにさせていただきたいということで決定いたしました。(発言あり) 失礼しました。

再度申し上げますが、今後の先例になるということで、問題になっても困りますので、 県のほうの確認をとらせていただきました。ちょっと時間頂戴したのは……、それで、 議長判断という形で起立採決という形にさせていただきたいと。

議長(岩佐哲也君)暫時休憩します。

午前11時59分 休 憩

午後 0時04分 再 開

議長(岩佐哲也君)再開いたします。休憩前に続き会議を開きます。

議 長(岩佐哲也君) これから議案第1号一般国道6号と町道(仮称)新浜諏訪原線との交差接続 工事に関する令和元年度契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長(岩佐哲也君) 賛成多数。

原案のとおり可決されました。

議 長(岩佐哲也君)続きまして、日程第6.議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お 手元に配布のとおり、議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

議 長(岩佐哲也君)お諮りします。

ただいま決定した議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に ご一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議員派遣内容に変更を要するときの取り扱いは、議長一任とすることに決定しました。

議長(岩佐哲也君)これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回山元町議会臨時会を閉会とします。

午後0時06分 閉 会

上記会議の経過は、	事務局長武田賢一の記載したものであるが、	その内容に相違ない
ことを証するためここ	に署名する。	

<u> </u>
署名議員
要名議員